

垂水市社会福祉施設等整備審査会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法人及び医療法人(設立予定を含む。)が、垂水市、県及び国の補助を受けて、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉事業の用に供する施設を整備する場合、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護老人保健施設を整備する場合に、国庫補助協議施設を審査し、選定するため、垂水市社会福祉施設等整備審査会(以下「整備審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 整備審査会は、副市長、総務課長、財政課長、企画課長、土木課長、消防長、保健福祉課長及び垂水市社会福祉協議会会長をもって組織する。

2 整備審査会に会長を置く。

3 委員がやむを得ない事情により出席できない場合において、その者が指名し、これを会長が承諾した者については、代理出席させることができる。

4 会長は、副市長をもって充てる。

5 会長は、必要に応じて関係課長等の出席を求めるものとする。

6 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、保健福祉課長がその職務を代理する。

(審査事項)

第3条 整備審査会の審査対象は、次のとおりとする。

(1) 市の各種行政計画との整合性

(2) 整備予定地の適格性

(3) 建築計画の妥当性

(4) 資金計画の妥当性

(5) 優先して整備すべき圏域の決定

(6) その他必要な事項

2 審査は、関係法令及び関係通知等に基づき行うものとする。

(審査内容)

第4条 整備審査会は、施設の創設、増築、増改築、改築、拡張、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整

備及び応急仮施設整備等について審査するものとする。

(会議)

第5条 整備審査会の会議は、会長が招集する。

(事務局)

第6条 整備審査会の事務局を保健福祉課内に置く。

2 事務局長は、保健福祉課長をもって充て、会長の命を受けて整備審査会の事務を処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、整備審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。